平成２３年（フ）第３１８号
大分県別府市大字浜脇3368番地
債務者　仲村　沙知
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　成治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８８号
大分県臼杵市大字井村2093番地の６
債務者　小玉　信子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８７０３号
大阪市生野区小路東４丁目17番26号
債務者　米田　啓二
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４４８号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート10棟102号
債務者　小高　玲子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新関　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４４９号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート10棟102号
債務者　小高　晃宏
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新関　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５４号
札幌市西区二十四軒１条２丁目２番11―408号
債務者　深澤　絹子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹之内洋人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３７８号
佐賀県多久市東多久町大字別府4522番地８
債務者　守　　春枝
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉1673番地９町営本桜団地611号
債務者　下田　政幸
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
熊本市近見８丁目12番13―1004号
債務者　中野眞由美
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７３２号
熊本市植木町大和８番地６
債務者　堀田　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７５６号
熊本市水前寺５丁目24番25―602号
債務者　三好　富子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８０６号
熊本市長嶺南３丁目10番５―137号
債務者　山内　芳恵
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０６号
宮崎県東臼杵郡門川町加草１丁目97、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1361番地
債務者　請関　愼二
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２０９号
宮崎県日向市曽根町２丁目10番地
債務者　河野　吉伸
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２１０号
宮崎県延岡市宇和田町1027番地２
債務者　和田　達雄
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５７０号
沖縄県那覇市寄宮２丁目30番20号
債務者　金城　唯晃
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３７９号
青森市茶屋町31番６号　メゾン柳谷メロディー館101号
債務者　市川　　匡
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
福島県郡山市並木５丁目９番地の８
債務者　今泉　淑子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係